

令和 8 年度

大野城市共働事業提案制度

応募の手引き

大野城市 コミュニティ文化課

〒816-8510

大野城市曙町 2 - 2 - 1

電話 : 092-580-1836 (直通)

F A X : 092-573-7791

E-mail : komisin@city.onojo.fukuoka.jp

目 次

1. 制度の概要	1
2. 共働とは	2
3. 提案募集の概要	3
4. 審査項目および採択基準	7
5. 提案・審査・選考・事業実施・評価の流れ	9
(参考) 共働事業提案制度を活用した事例	13

1. 制度の概要

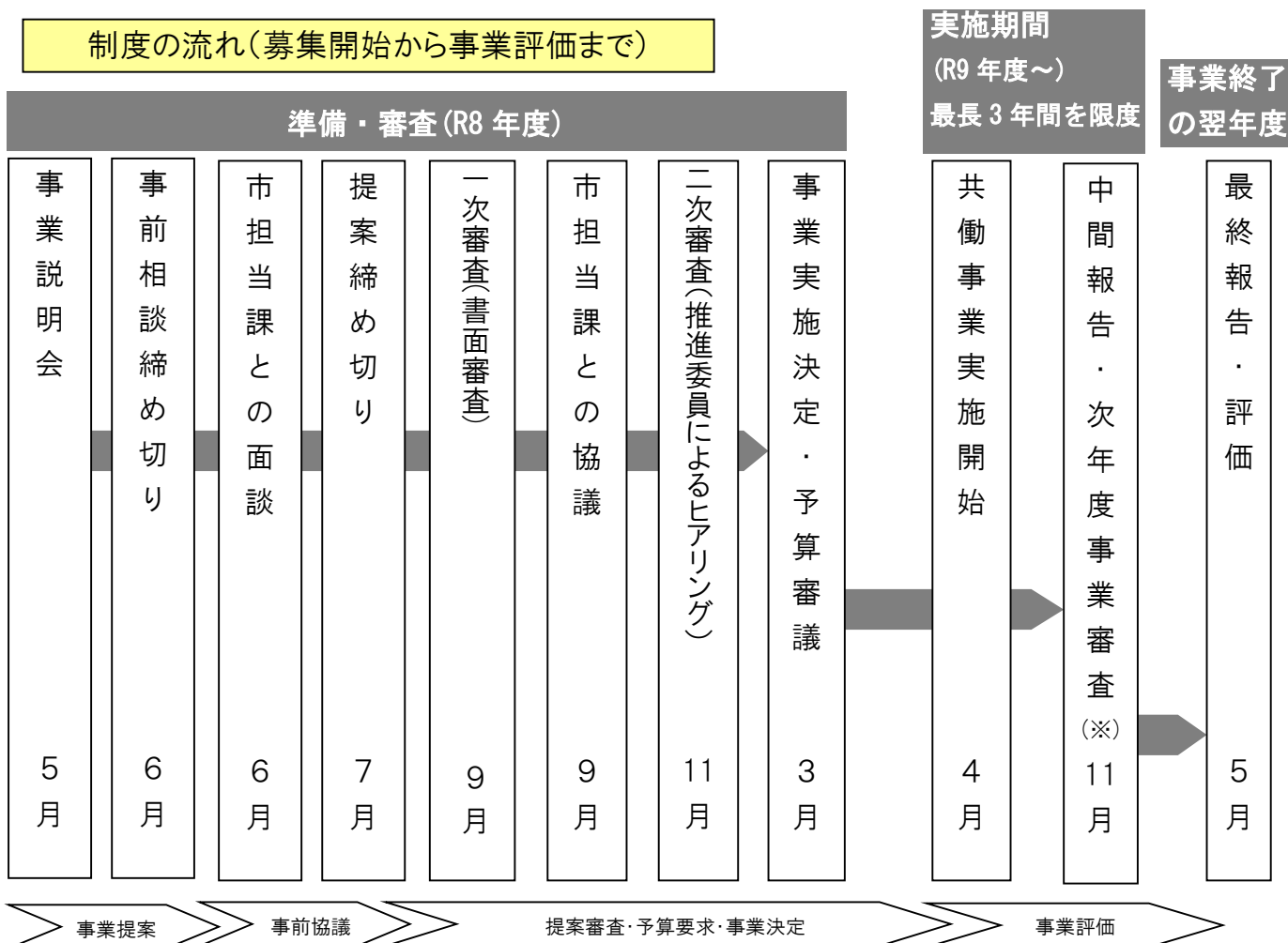
(1) 目的

共働事業提案制度は、地域で活動する団体(以下「活動団体」という。)等の柔軟な発想を活かした提案を募集し、提案した活動団体(以下「提案団体」という。)と市との共働による相乗効果を発揮することで、市民に対するよりきめの細かいサービスを提供すると共に、地域課題の効果的・効率的な解決や地域活力の向上を目的とします。

また、この制度を通じて、提案団体が公共の担い手として認知されることにより、提案団体の活性化にもつながり、加えて市に共働の経験が蓄積されていくなかで、共働への理解と市職員の意識改革にもつながることが期待されます。

なお、令和8年度に選考・決定された事業は、令和9年度に提案団体と大野城市等で実行委員会を組織して実施することとなります。

(2) フロー図



(※)翌年度に共働事業として継続を希望する場合のみ中間報告・次年度事業審査を行います。

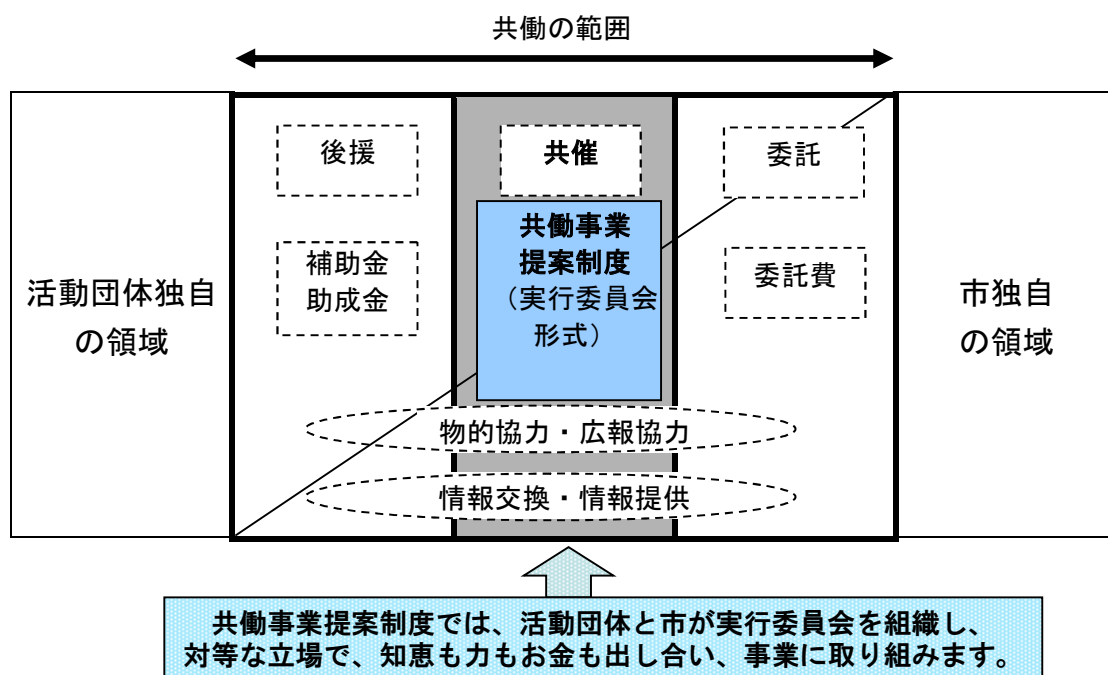
提案された事業企画は、有識者、NPO関係者、地域代表及び行政職員で構成する推進委員の意見を聴取した上で、市において審査・選考を行います。選考された事業は、市議会における予算審議を経て実施を決定します。※事業のスケジュールは、変更する場合があります。

2. 共働とは

「共働」の範囲は広範囲にわたっており、活動団体と市の間では、以前より委託や補助金という形で共働が進められてきました。しかし、これからは、市民相互または活動団体と市が情報共有し、明確な役割分担のもと、対等な立場で、地域の課題解決を図るために、連携しながらパートナーシップによる取り組みを行っていくことが必要です。

そのため、市では共に開催する「共催」の部分を制度化し、事業の企画段階から、提案団体と市が対等な立場で、意思疎通を図りながらパートナーシップによるまちづくりを進めていくこととしています。

本制度において、共働事業に取り組む際は、提案団体と市で経費負担や役割分担について定めた「共働協定書」を締結のうえ、提案団体と市が新たに組織した「実行委員会」が主催者となって共働事業を実施することとなっています。



○ 「共働」は共感から始まります！

お互いを理解し合い、思いを一致させなければ、共働は始まりません。

この制度では提案団体と市がお互いの思いに「共感」し、課題や目的を「共有」するプロセスを大切にしています。

課題や目的の共有においては、「一緒に考える」「何度も話し合う」ことが大切です。「共働する」ことだけが目的とならないよう、何が課題か、その課題を解決するために、どのような取り組みが必要か、そのために共働が効果的なのか、またお互いの役割などについて、あらゆる視点で「対話」を行うことから、「共働」がスタートします。

市との共働のチェックポイント

- 解決したい課題の現状、そのための市の施策や取り組みを調べていますか？
- 目標を定め、共働は時限的なものと捉えていますか？
- 市との共働によりお互いの得意分野や専門性が活かされますか？
- 市との共働による相乗効果が、社会や地域に生まれますか？

3. 提案募集の概要

活動団体のみなさんの新しい発想による提案をお待ちしています！

この制度では、活動団体と市が同じ課題についてそれぞれ別々に取り組むよりも、一緒に取り組むことで市民サービスが向上し、課題解決につながる事業を募集します。活動団体のみなさんが日頃感じておられる課題を解決し、あるいは必要と思われる事業を効果的に行うために、市と一緒に共働で取り組んでみたいと思う事業企画を提案してください。

(1) 応募資格

以下に掲げる要件を満たす団体(NPO等)を対象とします。法人格の有無は問いません。

また、これらの団体や市と共働して、対等な立場で自ら事業に取り組める企業、地域、学校等との合同提案も可能とします。

〈資格要件〉

- ① 定款等(定款、規約、会則等)に公益の増進に資することを目的とする旨を定めており、1年以上継続して不特定かつ多数の利益の増進に寄与する活動を行っていること
- ② 構成員が10人以上であること
- ③ 組織の運営に関する定款等(定款、規約、会則等)があり、団体の代表者が規定されていること
- ④ 共働事業の業務を遂行できる能力又は実績を有していること
- ⑤ 予算決算を適正に行っており、共働事業の成果及び会計報告ができること
- ⑥ 大野城市の外郭団体でないこと

※ここでいう外郭団体とは、団体が構成される理事(役員)に大野城市が就任し、事業・活動内容などで大野城市と関わりのある団体や補完的な業務を行う団体をさします。

- ⑦ 宗教活動や政治活動を目的とした団体でないこと
- ⑧ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は、暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと
- ⑨ 大野城市暴力団排除条例(平成22年大野城市条例第12号)第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体でないこと

※この応募資格は、1次審査の審査項目となります。

(2) 募集する事業

募集する事業は、下の①から⑨の事項を満たす事業です。

- ① 市内において共働事業の実施による効果が持続されるもの
- ② 公益性が高い事業で、市と共働で取り組む必要性があるもの
- ③ 市民満足度が高まり、具体的な効果・成果が期待できるもの
- ④ 共働の役割分担が明確かつ妥当で、相乗効果が高まるもの
- ⑤ 提案団体が、その役割を果たしながら当該事業に取り組むことが十分に期待できること
- ⑥ 地域課題の解決に向けた視点が取り込まれていること
- ⑦ 共働事業の計画内容が実現性の高いものであること
- ⑧ 共働事業に係る収支予算が適正であること
- ⑨ 市がテーマを提示した場合は、そのテーマに該当するもの

<対象外とするもの>

- ・ 特定の個人や団体のみが利益を受ける事業
- ・ 学術的な研究や調査のみを目的とした事業
- ・ 地域住民の交流行事等その他の親睦会又はこれに類する事業
- ・ 営利を目的とした事業
- ・ 宗教活動または政治活動を目的とした事業
- ・ 公的機関から助成を受けている事業
- ・ 団体の事業への支援を求める事業
- ・ 法令、条例等に違反する事業

(3) 事業期間

事業実施期間は、募集の翌年度の単年度となります。

(協定締結の日から令和10年3月31日まで)

ただし、共働事業の継続を希望する場合は、令和9年11月頃に次年度事業審査を行い、共働事業としての継続の必要性が認められた事業は、令和10年度以降も引き続き、NPO等と市の共働事業として継続することが可能です。**(最長3年間を限度)**

(4) 経費の負担

大野城市が負担する事業経費は、総事業費(支出合計)から事業収入額を差し引いた額の5分の4以内で、1事業あたり200万円を限度とします。

経費負担に関する留意点

① 対象経費

提案する事業を行うために直接必要な経費に限ります。なお、団体運営のための経常的経費などは対象になりません。

支出費目(例)	内 容(参考)
人件費	事業の実施にあたり直接必要な人件費
報酬費	外部の専門家等に支払う謝礼など
旅費	交通費など
消耗品費	事務消耗品など
食糧費	会議等の茶葉代など
印刷製本費	チラシ、事業報告書等の印刷など
通信運搬費	郵便代、宅配便代など
使用料・賃借料	会場使用料、パソコン等器具リースなど
委託料	業務の一部を他の団体等に発注して実施するなど

※人件費については、積算の根拠が必要です。

※提案事業と関わりのない団体運営のための経費(人件費、事務所の賃借料、光熱水費、管理費等)については対象外とします。

- ② この制度で採択された事業は、提案団体と市の共働事業であるため、役割分担により市に事務費等の経費支出が生ずる場合は、その経費を含めたものとします。ただし、市職員の人件費は含みません。
- ③ 市との事業化に向けた協議によって、事業経費が修正される場合があります。
- ④ 事業終了後に残余金が生じた場合は、事業終了後に当初の提案団体と市の経費負担割合に応じて精算します。

(5) 募集する課題・テーマ

募集する提案は、テーマやジャンルを問わない自由提案と、市が提示したテーマに基づく事業の提案の計2種類です。※令和8年度はテーマ型事業の募集は行いません。

①自由提案型事業

団体が日ごろ抱えている課題、困っていること・不十分だと感じる課題のうち、その解決のために、市と共働する必要がある事業、市と共働することにより効果があがる事業など、きめ細かな行政サービスの提供や専門性の活用などが期待できる事業を、自由な発想で提案してください。

②テーマ型事業

行政課題等を踏まえて、市が設定したテーマに対して提案を公募して共働のパートナーを決定し、課題解決のための事業を実施するものです。

※詳細については、『大野城市ホームページ>総合情報>くらし・窓口>地域・コミュニティ>市民活動・ボランティア>大野城市共働事業提案制度』にて掲載しています。

(6) 募集締切

提案を考えている団体等は、事前に相談してください。
その後、関連する部署(以下「市担当課」という。)とのマッチングを行います。

① 募集締切

事前相談 6月19日(金) 17時まで

※コミュニティ文化課(事務局)まで電話またはメールにて直接相談してください。

事業提案 7月下旬まで(予定)

※必要な提出書類等についてはこちらから改めてご連絡します。

- ② 問合せ先 大野城市 地域創造部 コミュニティ文化課 共働推進担当
住所 〒816-8510 大野城市曙町2-2-1
電話 092-580-1836
E-mail komisin@city.onojo.fukuoka.jp

(7) 共働コーディネーターのサポート

この制度では、提案団体と市担当課の相互が理解・尊重し、対等な関係のもとに事業目的・目標の共有を行い、それぞれの役割や責任、経費負担等を明確にした上で事業を実施していくことを目指しています。そのために、共働コーディネーターによるサポートを行っています。

- ① コーディネーターは共働における有識者であり、公平中立の立場で、両者の協議に立ち会い、意見交換が円滑かつ効果的に進むように調整し、共働の進め方等について適切なアドバイスを行います。
- ② コーディネーターは、提案団体と市担当課の面談に立ち会います。また、要請があれば、共働協定書作成に係る協議に立ち会い、適切な共働事業協定が締結されるようサポートします。

4. 審査項目および採択基準

(1) 審査項目

項目		審査のポイント
提案団体の実施能力	実績・意欲	〔活動実績および実施意欲〕 ・行政との共働事業経験の有無。 ・事業に積極的に取り組む意欲や熱意があるか。
	経営状況	〔経営状況〕 ・収支状況が健全であるか。(例:収支が赤字でない、収入の内訳の状況(事業収入、会費収入、寄付収入)等) ・毎事業年度、規約・定款等に則り予算・決算を行っているか。 ・活動が広く市民(社会)に支持されているか。(例:年間寄付額等)
	情報公開	〔情報公開〕 ・提案団体が自ら、事業報告書、決算状況、活動状況等の情報の公開を積極的に行っているか。 また、公開している情報の内容が適正なものとなっているか。
	組織体制	〔組織体制〕 ・専従職員がいるか。 ・多くの会員により活動の支持を受けているか。 ・団体が、提案事業を行っていくための、専門性や知識、体制、経験などの能力を有しているか。
共働の必要性	公共性	〔市民ニーズ〕 ・的確に課題(ニーズ)を把握し、課題解決のための事業目的が、明確に設定されているか。 ・課題は客観的な数値データや事例に基づいており、市の特性を踏まえたものか。また、提案事業は地域住民等の理解や共感を得られるものとなっているか。 ・提案事業は、対象者や事業規模等、市民に対し、どの程度のニーズを満たす(質・量)ものか明確に示されているか。 〔市民満足度〕 ・市民満足度が高まり、具体的な効果・成果(質の高い又は多様なサービス等を受けることができる等)が期待できるか。
	共働の有効性	〔共働の手法〕 ・課題解決のために共働という手法が必要とされているか。また、その手法は、先進性、先駆性等工夫やアイデアがあるか。既存の類似事業と何が違うのか。 ・地域との連携など課題解決に向け、必要な連携が図られているか。 ・単なるイベントや調査研究事業になっていないか。 ・課題を効果的・効率的に解決する事業企画となっているか(予算見積もりを含む) 〔相乗効果〕 ・提案団体と市が共働することにより、事業効果(お互い補完したり、お互いの特性を発揮することにより、効果的な実施が可能となること、費用対効果など)が期待できるか。
	役割分担の妥当性	〔役割分担の妥当性〕 ・提案団体と本市との役割分担が明確かつ妥当なものであるか。また、行政のノウハウの活用など、多様な役割が引き出されているか。
事業の実現性	事業の計画性	〔計画の実現性〕 ・計画どおりに実施が可能であるか。 ・事業の実施方法、実施体制、実施スケジュール、予算積算等は適当か。 ・法的な問題等により実現が困難となっていないか。 ・団体の能力・規模と事業が合っているか。(団体の費用負担額が、前年度の収入額と比べて適切か。) ・団体の目的や活動内容にそくした提案内容か。 〔広域性、他地域への波及効果〕 ・市全体に及ぶような広域性を持った事業であるか。または地域的な活動であっても全市的に拡がる可能性を持った事業であるか。 ・一過性でなく、継続性が見込まれる事業であるか。 ・事業実施によって、広く地域や社会、市民、NPO等にその波及効果が期待される事業であるか。 ・共働事業終了後も事業の発展性や、継続性が期待される事業であるか。

(2) 採択基準

審査項目毎に審査を行い、それぞれ「十分」、「条件付」、「不十分」の三段階で判定します。
判定結果に基づき、事業の採択を判断します。

① 1次審査

各審査項目における以下の全ての要件を満たすと判断された事業について、2次審査を行います。

【提案団体の実施能力】「十分」或いは「条件付」の項目が二つ以上

【共働の必要性・事業の実現性】「十分」或いは「条件付」の項目が二つ以上

且つ「共働の有効性」が「十分」或いは「条件付」であること

② 2次審査

各審査項目における以下の全ての要件を満たすと判断された事業が採択されます。

なお、「条件付」の項目がある場合は、条件付の採択となり、事業内容を再考の上決定します。

【共働の必要性・事業の実現性】全ての項目が「十分」或いは「条件付」であること

5. 提案・審査・選考・事業実施・評価の流れ

提案された事業は、1次審査、ヒアリングによる2次審査を経て、次年度の共働事業候補として決定されます。また、事業実施中間期及び共働事業終了後に、事業の効果や共働のプロセスを評価します。

6月19日（金） 事前相談締切

提案団体は、事務局に相談してください。
事務局は、市担当課と調整を行います。

6月下旬 提案団体と市担当課の事前協議（マッチング）

提案団体と市担当課は面談を行い、事前に相談があった内容をもとに、それぞれが抱えている課題や、事業の方向性等について、情報・意見交換を行います。

※面談会の詳細については、決まり次第、提案団体に文書又はメール等にてお知らせします。

7月下旬 事業提案

提案団体は提案時に必要な書類等を提出します。

9月中旬 1次審査（書面審査）

事前審査で応募資格要件を満たしていると認められた提案事業について、「審査項目」(9ページ参照)に基づき書類審査を行い、1次審査通過事業を選定します。

※1次審査の結果は、提案団体と市担当課へ文書で通知します。

9月下旬 提案団体と市担当課の協議

1次審査を通過した提案団体と市担当課は面談を行い、より実現性の高い提案内容にするための意見交換を行います。

1 1月中旬 2次審査（推進委員によるヒアリング）

1次審査通過事業については、提案団体と市担当課が事業説明等を行った後、推進委員によるヒアリングを踏まえて2次審査を行い、共働事業候補を決定します。審査の結果については、提案団体、市担当課へ文書にて通知します。

令和9年3月 共働事業の実施決定

共働事業候補となった事業の実施は、市議会に提出される予算案の審議・議決を経て、令和9年3月に最終的に決定されます。

実施されることになった提案事業については、提案団体と市担当課が、経費負担割合や事務役割の分担を定めた共働協定書を締結し、新しい一つの組織である、「実行委員会」を組織して、令和9年度に事業を実施します。

※共働協定書作成にあたっては、要請があれば、共働コーディネーターが両者の協議に立ち会い、仲介等サポートを行います。

※共働事業実施においては、広報「大野城」、市ホームページでの紹介など、広報の支援

事業を実施するときは・・・



- 提案団体、市担当課双方での役割分担を協議し、お互いの経費負担や、役割分担、事務局などを明記した共働協定書を締結します。
- 提案団体、市担当課双方で、実行委員会の委員を構成します。
また、実行委員会の収入・支出の出納や経理などを行う事務局を、提案団体、市の担当課いずれかから選任します。
- 事業実施に当たっては、実行委員会で年間の事業計画と月毎の資金計画を決定します。
各実行委員会より市と提案団体へ、資金計画に応じてそれぞれの負担金を申請し、実行委員会代表者名義の口座にそれぞれの負担金を受け入れて、各事業を実施します。
- 1年間の事業が終了した場合は、実行委員会として、事業の実績報告と事業費の決算を行います。

令和9年4月～ 共働事業の実施（1年目）

共働事業の実施時は審査で決定を受けた収支予算書に基づき、補助金の交付申請等が必要となります。

翌年度も共働事業の継続を希望する場合

令和9年11月中旬 共働事業の審査

翌年度も共働事業として継続を希望する場合は、推進委員によるヒアリングを踏まえた審査を行います。審査を通過した事業は、令和10年度も引き続き、提案団体と市の共働事業として事業を継続する場合があります。（最長3年間を限度）

令和10年3月 共働事業の終了（1年目）

共働事業終了後、実績報告書等を事務局へ提出します。

※提出された実績報告書等をもとに、令和9年度の事業評価を行います。（5月頃）

令和10年4月～ 共働事業の実施（2年目）

2年目も実施されることになった事業は、補助金の交付申請等が必要となります。

翌年度も共働事業の継続を希望する場合

令和10年11月中旬 共働事業の審査（2年目）

翌年度も共働事業として継続を希望する場合は、1年目と同様に審査を実施します。

令和 11 年 3 月 共働事業の終了（2 年目）

共働事業終了後、実績報告書等を事務局へ提出します。
※提出された実績報告書等をもとに、令和 10 年度の事業評価を行います。（5月頃）

翌年度も共働事業の継続を希望する場合

令和 11 年 4 月～ 共働事業の実施（3 年目）

3年目も実施されることになった事業は、補助金の交付申請等が必要になります。

令和 12 年 3 月 共働事業の終了（3 年目）

共働事業終了後、実績報告書等コミュニティ文化課へ提出します。

令和 12 年 5 月頃 共働事業の最終報告・評価

共働事業が終了した後、事業成果の報告会を公開プレゼンテーションにより実施します。
取り組んだ事業の成果や共働の効果を市民に報告していただきます。目標の達成度を計るため、
できるだけ受益者アンケートなどを実施してください。事業成果及び共働の結果をもとに最終評価
を行い、その評価結果を公表します。

共働事業終了後・・・

「共働」は目的ではなく、地域課題を解決するための手段の一つです。
事業を進めながら、この事業を今後どのように展開していくのか、誰が主体的に運営していくのか
など、相互でしっかりと協議することが大切です。また、共働事業実施を通してお互いの強みを
活かし、ノウハウの蓄積や、ネットワークの構築などに勤めながら取り組んでください。

共働事業提案制度を活用した事例

新高齢者支援事業



実行委員会

新高齢者支援事業実行委員会

団体

南地区コミュニティ運営委員会
(現 南地区コミュニティ運営協議会)

※連携団体

NPO 法人共働のまち大野城南コミ
(現 NPO 法人共働のまち大野城)



共働の必要性

地域ニーズに応じたよりきめの細かいサービスの提供を行うため、地域とより密接に関わり、実情に詳しい地縁団体との共働が必要。

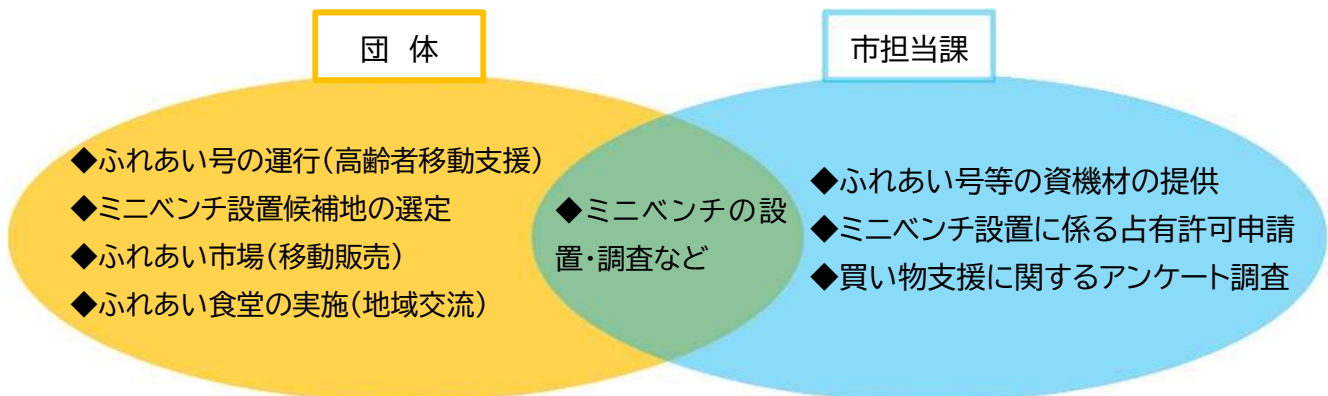
市担当課

長寿支援課(現 すこやか長寿課)
南地域行政センター
(現 地域行政センター統括課
南地域行政センター)

事業概要

今後増加が見込まれる一人暮らしの高齢者が、地域で孤立することを防ぐため、買い物支援や高齢者移動支援等を実施することで、高齢者の地域社会への参加を促すとともに、地域で支えあい安心して暮らせるまちづくりの実現を目指す。(坂道が多く、高齢化率の高い南地区にて実施。)

役割分担



評価ポイント

- ◆地域性があり、共働の好事例として今後の事業展開が期待できる。
- ◆NPO法人共働のまち大野城が中間支援組織としての役割を担うことで、さらに他の地域にも活かすことができる事業である。



共働の成果

団体

- ◆普段関わることのない、市の部署と関わることができ、終了後も関係性が続いています。
- ◆市と連帯感をもって事業を行えたため、達成感がありました。

市担当課

- ◆地縁型の団体との共働事業ということもあり、地域とのつながりが出来ました。
- ◆市民の方が喜んでくれる姿を直接見ることができ、現場の大切さや仕事の喜びを再確認できて良い経験になりました。

共働のコツ

団体

- ◆議論を頻繁に行い、密なコミュニケーションを心掛けました。
- ◆熱意とスピード感を持って取り組むことが大事です。

市担当課

- ◆文書の作成や金銭の流れ等、行政として説明責任を求められる部分について、団体への説明やサポートをしっかりとるよう努めました。



共働事業終了後の取り組み

- ◆ベンチ設置以外の事業は、団体が主体的に事業を継続して実施している。
- ◆本事業をモデルに、東地区においても高齢者移動支援事業が開始されている。

子育てママの活躍推進プロジェクト



実行委員会

子育てママの活躍推進
プロジェクト実行委員会

団体

NPO 法人 チャイルドケアセンター
(現 認定 NPO 法人 チャイルドケアセンター)



市担当課

子育て支援課

共働の必要性

社会復帰や地域活動に意欲はあるが、参加につなげていない子育てママを発掘・支援し、地域参加への後押しをするために、市単独ではなく団体の専門性やネットワークが必要。

事業概要

子育て中のママで職場復帰を目指す人の支援を行うとともに、子育て中のママが、地域コミュニティの新たな形成者となるための支援を行うことを目的に、社会復帰のための講座や公民館親子サロン事業などを行う。

役割分担



評価ポイント

- ◆ 既存の子育てボランティアとの連携が図られ、新たな子育てパワーを発掘・育成できるプログラムになっている。
- ◆ 地域の方の協力を得て託児を行う等、地域と連携した体制づくりが行われている。



共働のコツ

団体

- ◆ 団体としてできること(得意とすること)を伝え、役割分担を行いました。
- ◆ 連絡を密に行い、コミュニケーションをとりました。

市担当課

- ◆ 事業実施時だけでなく、会計や審査資料作成を含めて、連絡を密に取ることを心掛けました。

共働の成果

団体

- ◆ 資料作成やプレゼンスキル、広報の仕方等のノウハウを蓄積することができ、現在の団体活動に活かすことができます。
- ◆ 共働事業を行った結果、市の他業務でも連携することができています。

市担当課

- ◆ 地域の方の考えや、団体の活動を知ることができ、職員として良い経験になりました。



共働事業終了後の取り組み

- ◆ 事業終了後、団体が主体となり、1年間事業を継続。その他補助金等を活用しての事業継続を検討。
- ◆ 現在、事業自体は行っていないが、共働事業実施における参加者、参画者の一部は、団体主催の事業に参画するなど、事業終了後も友好的関係性が継続されている。

実のなるコミュニティガーデンづくり事業



実行委員会

コミュニティガーデン実行委員会

団体

大野城市緑化推進協議会

×

市担当課

公園街路課

共働の必要性

緑化に関する知識や技術面の強みをもつ団体と、地域住民との連携に強みをもつ市がお互いに補完しあうことで、市単独では困難なニーズへの即時性、持続性のある対応が可能。

事業概要

市内に点在している利用者の少ない公園を活用し、コミュニティガーデンづくりを行うことで、公園の利用促進や市民の緑化意識の向上につなげ、緑あふれるまちづくりを進める。

役割分担



評価ポイント

- ◆ 未利用公園であった公園を緑化し、市民に利用される公園となった。
- ◆ 本事業を通して、今後の公園管理の担い手が発掘された。



共働のコツ

団体

- ◆ コミュニケーションを密に取ることで、役割分担など明確にすることができ、よりスムーズに進めることができました。
- ◆ 地域住民と一緒に活動する上で、「一緒に作り上げている」と感じてもらいながら活動してもらうことが大事だと思います。

市担当課

- ◆ 「団体」ではなく、「仲間」「チーム」という意識で事業を一緒に行いました。

共働の成果

団体

- ◆ 地域住民や市と共働して活動したことで、地域住民の考え方や市との関わり方など学ぶことができました。

市担当課

- ◆ 団体と共働することが解決方法の1つになることが分かりました。
- ◆ 地域住民と一緒に活動したことも含め、よい勉強の機会となりました。



共働終了後の取り組み

- ◆ 区や地域住民が中心となり、事業を継続して実施している。市担当課は、花苗の提供や、管理報告に関わるなど側面的支援を行っている。
- ◆ 公園利活用計画策定中であり、地域の特徴を活かした公園づくりやその管理等について検討している。

不登校児童生徒に対する訪問型支援事業



実行委員会

不登校児童生徒に対する
訪問型支援事業実行委員会

団体

NPO 法人まちづくり LAB
(現 ボランティア団体リスタート)



市担当課

教育委員会 教育指導室
(現 教育支援課)

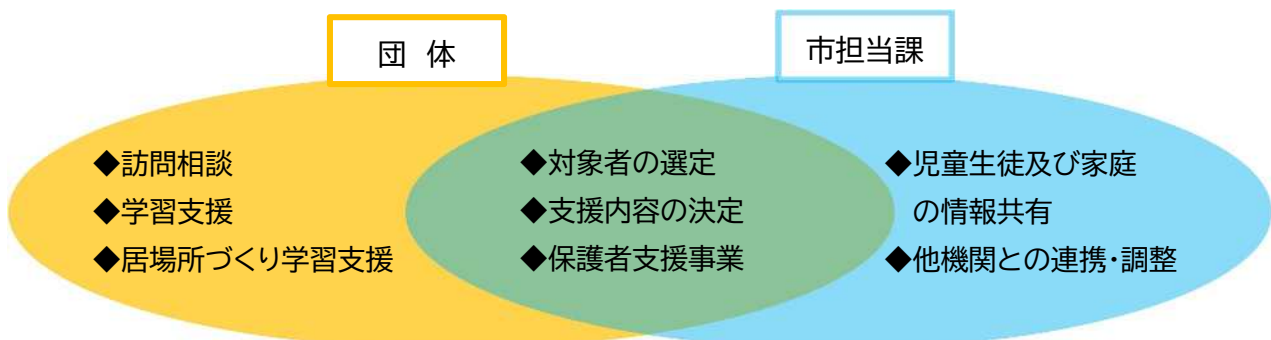
共働の必要性

学校、SC、SSW による支援など従来の教育現場による対応では限界があるケースなどに対し、訪問型支援など新たなアプローチができ、単独ではきめ細やかな対応が困難な不登校の子ども達への早期対応が可能。

事業概要

対人や外出に不安・抵抗があり、適切な支援を受けられていない児童生徒やその家庭に対し、訪問型の相談支援や学習支援等を行うことで、対象児童生徒及び家庭の活力を向上させ、不登校の解消や社会復帰を目指す。併せて、保護者の子どもへの悩みの解消も目指す。

役割分担



評価ポイント

- ◆ 対応が難しいケースが多い中で、子ども達一人ひとりに向き合うきめの細かい対応がなされている。
- ◆ 団体と市が良好な関係の中、共働してこそ実現可能なスキームであり、公共性の高い事業である。



共働のコツ

団体

- ◆ 入念にコミュニケーションを取ることを心掛けた結果、支援のゴールをお互いが同じレベルで認識でき、スムーズに事業を行うことができました。

市担当課

- ◆ 団体が現場を担当していますが、市の担当者も現場に行き、実際の活動を見ることを心掛けました。

共働の成果

団体

- ◆ 団体だけの支援より、幅広い支援が行えるようになりました。そして、行政と共働した実績は、団体の信頼度の向上に繋がりました。
- ◆ 活動の選択肢として「連携する」ことが新たに加わったため、団体の活動に活かしていきたいです。

市担当課

- ◆ 共働事業を通して、NPOの専門性や即時性を実感することができ、課題解決の選択肢が広がりました。



共働終了後の取り組み

- ◆ NPO 法人まちづくりLAB(現 ボランティア団体リスタート)・教育指導室(現 教育支援課)だけでなく、他民間団体等を含めた実行委員会形式で事業を継続。多様な人材で事業内容を検討し、更なる事業の充実を図る。

※なお、この事業は、令和4年度「ふくおか共助社会づくり表彰」において、優れた協働事例として福岡県から表彰されました。

小学校における生物多様性の保全に関する環境教育事業



実行委員会

しぜん・いきもの環境教育実行委員会

団体

一般社団法人まほろば自然学校



市担当課

環境・最終処分場対策課
(現 循環型社会推進課)

共働の必要性

市や学校で行う生物多様性保全の啓発の取組みには、専門性や内容の充実性において限界がある一方で、団体は大野城市において環境教育を通じた自然と共生する地域づくり等に取り組みたいが、一過性のイベントに留まり、継続的に行うことが難しいという課題があった。それぞれの強みを活かすことで、各課題を解決し、生物多様性の保全に向けた取組みを効果的且つ継続的に実施することが可能。

事業概要

小学校における生物多様性の保全に関する環境教育を行うとともに、持続可能な事業として継続していくための仕組みづくりに取り組むことで、子どもの「生きる力」の育成と自然共生社会の実現を目指す。

役割分担



評価ポイント

- ◆専門性が高く、多くの実績をもつ団体との共働であり、経験値を十分に活かされている。
- ◆市内全小学校で実施し、アンケート結果も高評価を得るなど、受益者の満足度も高い事業である。
- ◆関係団体等に働きかけ連携を強めることで、地域への波及効果が期待できる。



共働のコツ

団体

- ◆お互いが相談することを重視しながら進めることが大切です。やりたいことや、こうすれば良くなると思ったことをすぐに相談し、状況に応じて動きやすいほうが迅速に動くことで、効果的な共働事業に繋がります。

市担当課

- ◆お互いの強みを活かした役割分担を明確にすることが大切です。
- ◆密なコミュニケーションにより課題を共有したうえで、同じ熱量を持ってしっかり連携することが大事です。

共働の成果

団体

- ◆コロナ禍で学校での授業実施が難しいなか、市内全ての小学校で事業展開を行い、継続することができました。◆学校教育の要である先生からの評価も高く、児童の授業参加の意欲も高いことから、「生物多様性の保全」への関心向上につながっていると感じます。

市担当課

- ◆専門的な知識を持つ人材が不足していることから取組みが進んでいなかった「生物多様性を核とした環境教育」を、市内全ての小学校で継続して実施することができるようになりました。
- ◆団体と共働することが、市の課題を解決する方法の1つになることが分かりました。



共働終了後の取り組み

- ◆一般社団法人まほろば自然学校・循環型社会推進課で実行委員会形式での事業を継続し、環境教育の更なる定着を目指す。
- ◆より多くの世代への波及効果を高めるための事業の拡充を図る。

リハビリ職員による訪問事業！健康寿命延伸プロジェクト事業



実行委員会

リハビリ職員による訪問事業実行委員会

団体

NPO 法人FSA

×

市担当課

すこやか長寿課

長寿支援課(現 介護支援課)

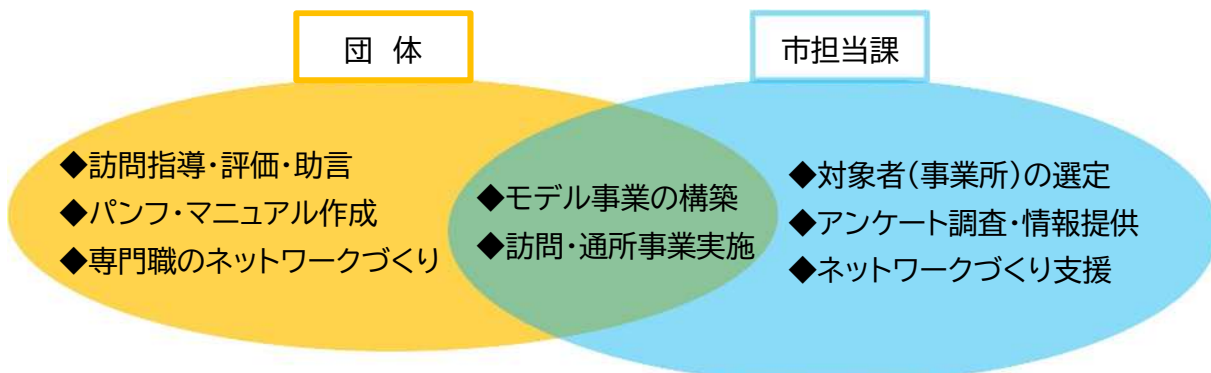
共働の必要性

高齢者の運動機能等低下への継続的対応策が求められる中、制度上の課題により、介入が行き届かない要支援者が存在することから、リハビリの専門的知見を有する提案団体との共働が必要。

事業概要

リハビリ職員とケアマネジャー等が連携し、要支援者等の自宅や通所介護施設を訪問し、各種助言等を行い、個人や施設利用者の身体機能の維持・改善を図りながら、健康寿命の延伸につなげることができるよう、マニュアル化を含めたモデル事業の開発に取り組む。

役割分担



評価ポイント

- ◆市はリハビリを必要とする人の情報提供、団体は専門性を活かすという役割分担をしており、それぞれが補完して、共働による相乗効果があったと評価できる。
- ◆訪問事業については、コロナ禍ということもあり、実施人数が少なかったのですが、効果があったのかが見えにくいところはあったが、専門職のネットワークづくりや通所事業所の職員へのレクチャーは、今後、市民への効果につながる取組であった。
- ◆提案団体である NPO 法人 FSA の持っている専門性を活かした事業の組み立てを行い事業化に至ったことは、市の成果であり、共働の相乗効果があったと評価できる。



共働のコツ

団体

- ◆事業化を見据えて、訪問サイクルや対象者選定シート、ガイドブックの修正、モチベーション維持のための工夫、フォロー体制の確立など沢山の協議を重ねました。

市担当課

- ◆リハビリ専門職の専門性の高さを活かした事業の組み立てを行いました。

共働の成果

団体

- ◆手探りで始まった事業が、自分たちの意見が反映された形で、令和6年度から「地域リハビリテーション活動支援事業」として確立でき、うれしく思います。

市担当課

- ◆提案団体と市のお互いの強みを活かして地域リハビリテーション活動支援事業を開始できたことは共働事業の大きな成果であったと思います。



共働終了後の取り組み

- ◆地域リハビリテーション活動支援事業へ移行する。リハビリ専門職を確保するため、市と共働事業提案制度の相手先であるNPO法人及び医療機関が協定を締結し事業を実施する。

中学校部活動の地域連携に向けた検討事業

実行委員会

中学校部活動検討実行委員会

団体

NPO 法人部活ガンバ

×

市担当課

教育振興課

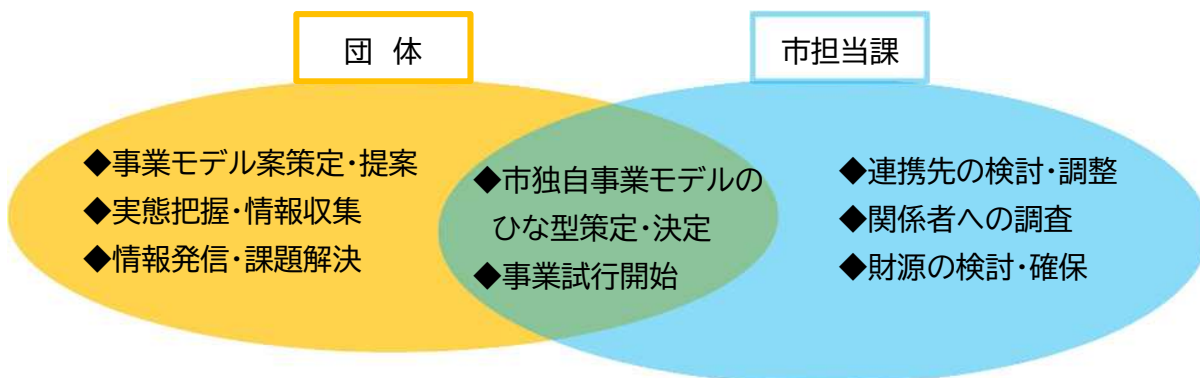
共働の必要性

部活動は学校や地域、活動によって多様であるため、市では部活動の実態を十分に把握できていない。一方、団体単独では部活動に関する制度整備や、地域等との調整が困難であった。それぞれの強みを活かすことで、部活動の実態に即した地域連携事業を検討・制度化することが可能。

事業概要

中学校部活動が将来にわたり継続的に運営できるよう、子どもや教員、地域の視点に立った現状把握、それを情報発信し行政、教員、地域で課題を共有し、学校と地域などが連携した大野城市ならではの部活動事業のあり方を創り上げる。

役割分担



事業の結果

- ◆当初、本実行委員会にて、部活動の地域移行に関する調査・研究をし、想定される様々な運営形態から大野城市の実情に合った地域移行の形態を提案することとして、市担当課は庁内関係課や関連団体と協議を進め、提案団体は、他市の事例調査等を進めていた。
- ◆しかし、部活動の地域移行について、市として早期に対応すべきとの方針から、当初の予定よりも短期での対応が必要となった。
- ◆本市において、庁内関係課や関連団体と協議を進め、令和5年度に教育委員会やスポーツ協会などの関連団体を構成員として新たに地域クラブ活動実行委員会を設置し、地域クラブ活動を運営していく方針を定めた。
- ◆そのため、本実行委員会での情報収集の意義や提案団体の意向が反映できず共働事業提案制度として事業を継続することが難しかったため、本事業は令和5年度途中で終了することとなった。

共働終了後の取り組み

- ◆共働事業としては事業を進めることはできなかったが、市として休日の部活動を地域に移行するという方針を定め、地域クラブ活動の運営団体となる「大野城市地域クラブ活動実行委員会」を立ち上げ、令和6年度より一部中学校から地域移行の試行を開始した。
- ◆地域クラブ活動の指導者として、中学校教員、地域指導者、保護者などの多様な人材の参加や、大野城市民吹奏楽団の団員や福岡大学の部活動生にも活動に参加してもらうなど、子どもたちへの質の高い活動の場の提供や教員の負担軽減の取り組みを進めている。

事例8
子ども

テーマ型事業 / 共働事業実施:令和5年度～令和7年度

子どもたちの夢と希望を醸成する子どもの居場所づくり事業

実行委員会

子どもの居場所づくり事業実行委員会

団体

認定 NPO 法人チャイルドケアセンター

×

市担当課

こども・若者政策課



共働の必要性

NPO 法人単独では困難であるひとり親家庭などへのダイレクトなアプローチも、市が把握している情報があれば支援の幅が広がる。また、公民館など地域の交流の場である公的施設との連携も図り易くなり、地域での子どもの居場所づくりにも繋がる。

事業概要

子どもたちが生まれ育った家庭の経済状況にかかわらず、将来の夢と希望を持ち、自立する力を伸ばすことのできる機会と環境を提供し、「地域みんなで子どもを守り、育てる社会」をつくることで子どもの貧困問題の解消を目指す。

役割分担

